

大阪大学産業科学研究所施設管理室内規

(設置)

第1条 大阪大学産業科学研究所に、施設管理室を置く。

(目的)

第2条 施設管理室は、産業科学研究所のオープンラボラトリー（以下「オープンラボ」という。）及び研究分野基準スペースの円滑な管理並びに産業科学研究所の施設の円滑な管理のため、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- (1) オープンラボの整備に関すること。
- (2) オープンラボの維持管理に関すること。
- (3) オープンラボの利用申請等に関すること。
- (4) 研究分野基準スペースの管理に関すること。
- (5) 産業科学研究所施設委員会が企画立案する施設の運用計画の補助に関すること。
- (6) その他産業科学研究所のスペース管理に関すること。

(組織)

第3条 施設管理室は、室長及び室員で組織する。

- 2 室員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合の補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 室員は、再任を妨げない。

(室長)

第4条 室長は、財務・施設担当の産業科学研究所役員会構成員をもって充てる。

(室員)

第5条 室員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 産業科学研究所の教員 若干名
- (2) 産業科学研究所の事務職員 若干名
- (3) その他室長が必要と認めた者

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、施設管理室に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。